



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法務文書課

定期第 2 3 5 0 号 平成 2 1 年 1 2 月 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 1 5	平成 2 1 年度製菓衛生師試験を実施する件	生活衛生課
7 1 6	平成 2 2 年度徳島県立看護学院入学試験を実施する件	医療健康総局 医療政策課
7 1 7	皆伐面積の限度を公表する件	林業飛躍局 森林整備課

【病院局訓令】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県病院局に勤務する職員の表彰に関する規程の一部を改正する訓令	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第七百十五号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成二十一年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

平成二十二年二月五日（金曜日）午前十時から午後二時三十分まで

二 試験の場所

徳島市新蔵町三丁目八〇番地 徳島県東部保健福祉局徳島保健所庁舎大会議室（四階）

三 受験願書の提出先

- 1 県内に住所地を有する者
住所地又は勤務地を管轄する徳島県総合県民局保健福祉環境部（各保健所庁舎）又は徳島県東部保健福祉局（各保健所庁舎）
- 2 県外に住所地を有する者
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県保健福祉部生活衛生課

四 受験願書の提出期間

平成二十二年一月四日（月曜日）から同年一月八日（金曜日）までとする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があれば受け付ける。

五 受験願書の添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前三箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で縦七センチメートル、横五センチメートルの名刺型のもの）
- 3 受験資格証明書（製菓衛生師法第五条第一号若しくは第二号又は附則第二項に該当することを証する書類。ただし、菓子製造業に従事した期間を証する書類は、菓子製造業従事証明書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年徳島県規則第五十七号）様式第八号）によること。）
- 六 受験手数料
九千四百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書にちよう付すること。）
- 七 受験願書の用紙の請求先
徳島県保健福祉部生活衛生課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部（保健所庁舎）若しくは徳島県東部保健福祉局（保健所庁舎）
- 八 その他
この試験についての問い合わせは、徳島県保健福祉部生活衛生課（電話〇八八 六二 一 二二二九）又は最寄りの徳島県総合県民局保健福祉環境部生活衛生担当若しくは徳島県東部保健福祉局食品衛生担当（吉野川保健所）あつては、生活衛生担当へすること。

なお、試験会場に来場の際は、公共交通機関を利用すること。

徳島県告示第七百十六号

徳島県立看護学院管理規則（昭和五十年徳島県規則第十四号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十二年徳島県立看護学院（准看護学科）入学試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

平成二十二年二月十二日（金曜日）午前八時三十分から午後四時三十分まで

二 試験の場所

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立看護学院

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に該当する者（卒業見込みの者を含む。）

四 入学願書等の提出期限

平成二十二年一月十二日（火曜日）から同月二十九日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。

五 募集要項及び入学願書等の用紙の請求先並びに入学願書等の提出先

徳島市鮎喰町二丁目四一番地の六 徳島県立看護学院

なお、郵送により募集要項等を請求する場合は、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

六 入学試験手数料

四千五百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書にはり付けること。）

七 その他

この試験についての詳細は、募集要項を参照するほか、徳島県立看護学院（電話 〇八八 六三三 六六二〇）に問い合わせること。

徳島県告示第七百十七号

平成二十二年二月一日から同年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十一年十二月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	六一六・七五	三〇・五八
吉野川中流	四七七・三二	八八・五八
貞光川	一五五・七四	二三・一二
穴吹川	一二六・八八	五五・九四
美馬北岸	一二九・八八	五九・五〇
板野	一三七・三〇	二〇三・一〇
鮎喰川	一四九・二八	四〇・三六
勝浦川	三七四・六〇	九・三二
那賀	一、六五四・六五	一〇八・五〇
那賀川下流	四三・〇二	六・〇〇
日和佐川	一三八・八〇	七・二八
海部川	六五七・六六	五四・六四
計	四、八六一・八八	六八六・九二

備考

単位区域については、次の図に示すとおりとする。

（ 「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部林業飛躍局森林整備課並びに徳島県総合県民局及び徳島県東部農林水産局に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県病院局に勤務する職員の表彰に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

徳島県病院事業管理者 塩 谷 泰 一

徳島県病院局に勤務する職員の表彰に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県病院局に勤務する職員の表彰に関する規程（平成十七年徳島県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（表彰の種類）

第二条 職員の表彰は、功績表彰及び永年勤続表彰とする。

2 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 部下である職員の指導監督の任に当たっている者で、その指導監督が適切で、事績が顕著であるもの
- 二 技術の改良進歩に寄与するため、高度の技術を究め、又は新たな技術を導入し、若しくは絶えず技術の向上改善に努め、顕著な功績を挙げた者
- 三 生命の危険を顧みず職務を遂行した者
- 四 災害の未然防止その他災害対策に関し顕著な功績のあつた者
- 五 特に困難又は危険な業務に相当期間勤続し、成績が顕著である者
- 六 職務に精励し、成績が顕著であつて職員の模範となると認められる者
- 七 国、他の都道府県その他関係機関の主催に係る研修に派遣され、優秀な成績を得た者
- 八 前各号に掲げる者のほか、職員の模範となると認められる善行のあつた者

3 永年勤続表彰は、県職員として勤続二十年以上の者で、県職員の職務に係る倫理を保持して職務に精励し、功労が特に顕著であるものに対して行う。

第三条中「前条第一項に規定する表彰」を「功績表彰」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

（表彰の主体）

第四条 病院局長及び病院長は、第二条第二項各号のいずれかに該当する者に対する功績表彰を行う。

2 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の規定により功績表彰を受けた者のうち事績が特に顕著であるものに対する功績表彰及び第二条第三項の規定に該当する者に対する永年勤続表彰を行う。

（功績表彰に係る事前協議等）

第五条 病院局長及び病院長は、功績表彰を行おうとするときは、次に掲げるところにより、あらかじめ、病院局長に協議しなければならない。

- 一 病院局長及び病院長は、本局の各課長又は病院長から、功績表彰を行うことが適当であると認められる者について、内申書に事績調査書（様式第一号）及び勤務成績調査書（様式第二号）（以下「事績調査書等」という。）を添えて内申させ、その適否を審査

し、及び他に適當と認められる者を加え、協議書に事績調書等を添えて病院局長に協議すること。

2 病院局長は、病院局長及び病院長が行う功績表彰を受けた者のうち、事績が特に顕著であると認められるものがある場合は、内申書に事績調書等を添えて管理者に内申しなければならぬ。

第六条中「第二条第一項第三号から第七号までのいずれかに」を「第二条第二項第二号から第五号まで及び第八号のいずれかに」に改め、「個人を対象として行なう表彰に準じて」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第六条及び第七条の規定は、前項に規定する表彰について準用する。この場合において、第六条中「第二条第三項の規定に該当すると認められる者」とあるのは「第二条第二項第二号から第五号まで及び第八号のいずれかに該当する事績又はこれに準ずる事績を挙げたと認められるグループ（課、係等を含む。）」と、「事績調書等」とあるのは「事績調書」と読み替えるものとする。

第六条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

（永年勤続表彰に係る内申）

第六条 病院局長及び病院長は、第二条第三項の規定に該当すると認められる者がある場合は、本局の各課長又は病院長から内申書に事績調書等を添えて内申させ、その適否を審査し、及び他に該当すると認められる者を加え、内申書に事績調書等を添えて管理者に内申しなければならない。

（表彰の方法）

第七条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、当該表彰に副賞を付することができる。

（表彰の取消し）

第八条 この規程により表彰を受けた者が、職員としてふさわしくない行為をしたときは、その表彰を取り消し、表彰状（副賞が付されている場合にあつては、表彰状及び副賞）を返納させることがある。

（表彰の記録）

第九条 第四条第二項の規定による表彰が行われたときは、人事記録に関する事項を記載した書類にその旨を記載する。前条の規定により当該表彰が取り消されたときも、同様とする。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第5条関係）」に

所 属 先	職 名	姓 名

所 属 先

	を		12'
	役 職 名		3 現

に該当すると認められる事績（詳細に記入すること。） 「 2 1に該当すると認めら
 れる主たる事績の概要（簡潔に記入すること。） 」 3 2に規定する事績及び
 その他の事績（詳細に記入すること。） 12' 「 4」 4 現在までに受けた表彰
 の種類, 年月日及び理由 」 12' 「 4」 4 「 5」 12' 各々 No。

	を		12'
	所 属 名		
	職 名		
	役 職 名		

様式第11号中「様式第2号」を「様式第2号（第5条関係）」12'

	を		12'
	所 属 名		
	役 職 名		

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年十月二十八日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の第四条の規定によりされている病院事業管理者に対する内申は、改正後の第五条第一項の規定によりされた病院局長に対する協議とみなす。

徳島県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成21年12月1日

徳島県公安委員会委員長 佐藤 一郎

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

(ア) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(イ) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成22年1月19日（火）から同月21日（木）まで、同月25日（月）から同月28日（木）まで及び同年2月1日（月）の8日間（同年1月19日から同月21日まで及び同月25日から同月28日までの7日間は午前9時から午後4時50分までとし、同年2月1日は午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、同年1月19日の午前9時から午前9時20分までとする。

イ 追加取得講習

平成22年1月25日（月）から同月28日まで及び同年2月1日（月）の5日間（同年1月25日は午後2時から午後4時50分まで、同月26日から同月28日までの3日間は午前9時から午後4時50分までとし、同年2月1日は午前9時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、同年1月25日の午後1時30分から午後1時50分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて30名

2 場所

徳島県立総合福祉センター

（徳島市中昭和町1丁目2番地 電話088-654-0294）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う時点において、次のいずれかに該当する者

(ア) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、講習の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

平成21年12月7日（月）から同月11日（金）まで

b 追加取得講習

平成21年12月9日（水）から同月11日（金）まで

イ 予約番号の告知

電話予約をする者が3に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を告知する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）

1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚をはり付けること。

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 新規取得講習

(a) 3の(1)の(ア)に該当する者

最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

(b) 3の(1)の(イ)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(c) 3の(1)の(ウ)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 3の(1)の(エ)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

(e) 3の(1)の(オ)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までのいずれかの書面

(ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)の(ア)、(ウ)又は(オ)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、3の(1)の(ア)に該当する者にあつては、履歴書の提出を省略することができる。

(3) 提出先

提出書類は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申

込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

書類の提出は、平成22年1月4日(月)から同月8日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に行うこと。

(5) 講習手数料

講習手数料として、新規取得講習にあつては47,000円を、追加取得講習にあつては23,000円を受講申込書の提出の際に徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、社団法人徳島県警備業協会(徳島市昭和町2丁目5番地)に委託して実施する。

6 その他

(1) 警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

なお、この警備員指導教育責任者講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い正確に記載(丁目、番地、番、大字等)すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) 問い合わせ先

講習の問い合わせは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。